



平成 27 年 11 月 19 日

各 位

会 社 名 扶桑電通株式会社
代表者名 代表取締役社長
児 玉 栄 次
(コード：7505、東証第二部)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員管理本部長
星 野 博 直
(TEL. 03-3544-7211)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年11月19日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年12月17日開催予定の第70期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって法令の限度において責任を免除することができる旨の規定を新設するとともに、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったことに伴い、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第30条〔社外取締役の責任限定契約〕および現行定款第40条〔社外監査役の責任限定契約〕の一部を変更するものであります。なお、変更案第30条〔取締役の責任免除〕の取締役の責任免除の規定の新設および責任限定契約に係る規定の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日	平成27年12月17日(木)
定款変更の効力発生予定日	平成27年12月17日(木)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="196 313 555 344">〔<u>社外取締役の責任限定契約</u>〕</p> <p data-bbox="177 356 512 387">第30条 (新 設)</p> <p data-bbox="261 598 775 819">当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で</u>、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p data-bbox="196 918 555 949">〔<u>社外監査役の責任限定契約</u>〕</p> <p data-bbox="177 960 512 992">第40条 (新 設)</p> <p data-bbox="261 1202 775 1424">当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間で</u>、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p>	<p data-bbox="821 313 1070 344">〔<u>取締役の責任免除</u>〕</p> <p data-bbox="802 356 1401 582">第30条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p data-bbox="858 598 1401 869">2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で</u>、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p data-bbox="821 918 1070 949">〔<u>監査役の責任免除</u>〕</p> <p data-bbox="802 960 1401 1187">第40条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p data-bbox="858 1202 1401 1424">2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で</u>、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p>